３１高福第１５６１号

参考資料１

令和２年３月４日

　各介護員養成研修事業者　代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県福祉局長

（公印省略）

介護員養成研修に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

　本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

現在、県内でも新型コロナウイルス感染症が発生し、感染拡大防止のため適切な対応が必要となっております。

つきましては、石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い、咳エチケットなどの感染症対策を徹底していただくとともに、厚生労働省のホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>)及び愛知県福祉局高齢福祉課のホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>）に新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載しておりますので、**必ず最新情報を御確認いただき、感染拡大防止に御協力ください。**

なお、科目１や科目１０において施設実習を予定されている事業者につきましては、下記事項を御確認いただき、必要な対応をしていただきますようお願いします。

記

１　施設実習を実施する場合

　　厚生労働省からの令和２年２月２４日付け事務連絡（社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について）に記載されている対策を徹底すること。

(１)マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つこと。

(２)施設内に立ち入る前に体温を計測し、発熱がある場合は施設内に立ち入らないこと。

**※実習先施設との協議の結果、以上の対策が徹底できないようであれば座学へ切り替えること。**

２　施設実習を取りやめる場合

　　実習先施設との協議の結果、新型コロナウイルスへの対策を十分に行うができないと判断した場合は、座学へ切り替え、介護員養成研修事業者指定変更届出書を速やかに提出すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　高齢福祉課生きがい・福祉医療グループ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　０５２－９５４－６２８５(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)